明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（総務七九）　一

〔告示〕

○政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件、同条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件及び同法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務四〇〇）　二

○平成二十九年総務省告示第百八号の一部を訂正する件（同四〇一）　三

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同四〇二）　四

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条の規定に基づく基本的事項の一部を改正する件（財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・環境二）　一七

〔公告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一七

特殊法人等
弁理士登録関係　一七

地方公共団体
行旅死亡人関係　一七

会社その他
会社決算公告　一七

省令

○総務省令第七十九号

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）別表及び地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第五条第一項の規定に基づき、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を次のように定める。

平成二十九年十二月四日

総務大臣　野田　聖子

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令

（法別表第一号の総務省令で定める事務）

第一条　地方独立行政法人法（以下「法」という。）別表第一号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項（同法第十二条の二において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による請求の受付、その請求に係る事実についての審査若しくはその請求に係る戸籍謄本等（同法第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。以下次号及び第四号において同じ。）若しくは除籍謄本等（同法第十二条の二に規定する除籍謄本等をいう。以下次号及び第四号において同じ。）の交付（同法第十条第三項の規定による方法を含む。）又は同条第二項（同法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による交付の拒否

二　戸籍法第十条の二第二項（同法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による請求の受付、その請求に係る事実についての審査又はその請求に係る戸籍謄本等若しくは除籍謄本等の交付（同法第十条第三項の規定による方法を含む。）又は交付の拒否

三　戸籍法第十条の二第二項に係る同法第十条の四（同法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による説明の求め

四　戸籍法第十条の二第一項若しくは第三項から第五項（これらの規定を同法第十二条の二において準用する場合を含む。）までの規定による請求の受付、現にその請求の任に当たっている者の本人確認（戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）第十一条の二第三号に規定する方法を除く。）又はその請求に係る戸籍謄本等若しくは除籍謄本等の作成若しくは引渡し（戸籍法施行規則第十一条の規定による方法を含む。）

（法別表第二号の総務省令で定める事務）

第二条　法別表第二号の総務省令で定める事務は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条第一項の規定による許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくは許可又は同法第八条の規定による埋葬許可証、改葬許可証若しくは火葬許可証の交付とする。

（法別表第三号の総務省令で定める事務）

第三条　法別表第三号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第四条の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請の都道府県知事への送付又は同令第八条第一項の規定による身体障害者手帳の受領若しくは引渡し

二　身体障害者福祉法施行令第六条の規定による通知の受領又は引渡し

三　身体障害者福祉法施行令第九条第二項の規定による届出の受付、その届出に係る身体障害者手帳の受領、その届出の形式の確認若しくはその届出の都道府県知事への送付又は同条第三項の規定による記載若しくは返還

四　身体障害者福祉法施行令第九条第四項の規定による届出の受付、その届出に係る身体障害者手帳の受領、その届出の形式の確認若しくはその届出の都道府県知事への送付又は同条第五項の規定による記載若しくは返還